

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【四半期会計期間】 第67期第1四半期(自 2022年2月21日 至 2022年5月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村浩一

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 春井克公

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 春井克公

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第66期 第1四半期累計期間	第67期 第1四半期累計期間	第66期
会計期間		自 2021年2月21日 至 2021年5月20日	自 2022年2月21日 至 2022年5月20日	自 2021年2月21日 至 2022年2月20日
売上高	(百万円)	42,285	45,016	163,016
経常利益	(百万円)	4,785	5,199	12,852
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,216	3,511	8,498
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	2,523	2,523	2,523
発行済株式総数	(株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(百万円)	68,114	74,407	72,301
総資産額	(百万円)	117,225	129,041	122,411
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	52.19	57.92	138.98
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	52.06	57.84	138.79
1株当たり配当額	(円)			25.00
自己資本比率	(%)	58.0	57.6	59.0

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、当社は関係会社を有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、2023年2月期第1四半期に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。前年同期比は、当該会計基準等適用前の2022年2月期業績と比較し増減率を計算しております。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が抑制され、活動制限の緩和により消費活動が徐々に正常化に向かう一方、急激な円安による為替相場の変動やロシア・ウクライナ情勢に起因する資源価格の高騰など、景気の先行きは不透明感を増している状況にあります。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充を進めるため、9店舗の新規出店を行いました。また、一方で2店舗を閉鎖いたしました。以上の結果、第1四半期会計期間末の店舗数は1,043店舗となりました。

商品別の売上高の動向におきましては、衣料部門は気温の高い日が多く、春物衣料や夏物衣料が好調に推移しました。また、小学校高学年向け衣料も前年と比べ、大きく売上を伸ばしました。雑貨部門は粉ミルクなどの食料品、マスクなどの衛生用品、シューズや服飾雑貨などが好調でありました。

売上総利益におきましては、売上が増加したことにより、168億5千8百万円（前年同期比5.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、積極的な出店で店舗数が増加したことなどにより、119億5千3百万円（前年同期比4.5%増）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は450億1千6百万円（前年同期比6.5%増）、営業利益は49億5百万円（前年同期比6.6%増）、経常利益は51億9千9百万円（前年同期比8.6%増）、四半期純利益は35億1千1百万円（前年同期比9.2%増）となりました。

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの業績の状況の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は1,290億4千1百万円と前事業年度末から66億3千万円の増加となりました。これは、現金及び預金が31億2千2百万円増加したことや売掛金が22億3百万円増加したこと、商品が19億9千4百万円増加したことなどによります。

当第1四半期会計期間末における負債は546億3千4百万円と前事業年度末から45億2千3百万円の増加となりました。これは、電子記録債務が43億3千4百万円増加したことなどによります。

当第1四半期会計期間末における純資産は744億7百万円と前事業年度末から21億6百万円の増加となりました。これは、主に四半期純利益35億1千1百万円による増加の一方、配当金の支払7億9千万円および自己株式の取得4億9千9百万円があったことで減少したことなどによります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりますが、当第1四半期累計期間において重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年5月20日)	提出日現在 発行数(株) (2022年7月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	69,588,856	69,588,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年2月21日 ～ 2022年5月20日		69,588,856		2,523		2,321

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2022年2月20日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2022年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,800,900	2,234	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,710,100	607,101	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 77,856		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		609,335	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

2 当社所有の自己株式が8,577,500株、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式が223,400株含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

【自己株式等】

2022年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	8,577,500	223,400	8,800,900	12.65
計		8,577,500	223,400	8,800,900	12.65

(注)1 2022年3月30日開催の取締役会決議に基づき、317,000株を取得しております。

2 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2022年2月21日から2022年5月20日まで)および第1四半期累計期間(2022年2月21日から2022年5月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年2月20日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	58,461	61,584
売掛金	3,669	5,873
商品	26,033	28,028
未着商品	1,195	767
預け金	1,226	713
その他	2,317	3,199
流動資産合計	92,904	100,167
固定資産		
有形固定資産	12,130	12,159
無形固定資産	1,022	1,036
投資その他の資産		
その他	16,381	15,705
貸倒引当金	26	26
投資その他の資産合計	16,354	15,678
固定資産合計	29,507	28,874
資産合計	122,411	129,041
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,968	9,337
電子記録債務	1 28,549	32,883
未払法人税等	2,322	1,905
賞与引当金	798	1,218
設備関係支払手形	222	106
株主優待引当金	81	64
その他	4,625	5,471
流動負債合計	46,567	50,986
固定負債		
退職給付引当金	949	992
役員退職慰労引当金	328	328
資産除去債務	1,640	1,659
その他	625	667
固定負債合計	3,543	3,647
負債合計	50,110	54,634

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年2月20日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,523	2,523
資本剰余金	2,666	2,671
利益剰余金	76,357	79,079
自己株式	9,797	10,283
株主資本合計	71,749	73,991
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	399	135
繰延ヘッジ損益	25	154
評価・換算差額等合計	425	290
新株予約権	125	125
純資産合計	72,301	74,407
負債純資産合計	122,411	129,041

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自2021年2月21日 至2021年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自2022年2月21日 至2022年5月20日)
売上高	42,285	45,016
売上原価	26,241	28,157
売上総利益	16,044	16,858
販売費及び一般管理費	11,441	11,953
営業利益	4,602	4,905
営業外収益		
受取利息	25	26
為替差益	37	139
受取補償金	76	78
その他	51	52
営業外収益合計	191	296
営業外費用		
支払利息	1	1
支払手数料	4	0
売電費用	1	1
その他	0	0
営業外費用合計	8	3
経常利益	4,785	5,199
特別損失		
減損損失	7	3
店舗閉鎖損失	-	12
災害損失	-	16
特別損失合計	7	32
税引前四半期純利益	4,778	5,167
法人税、住民税及び事業税	1,521	1,750
法人税等調整額	41	94
法人税等合計	1,562	1,655
四半期純利益	3,216	3,511

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

代理人取引による収益認識

顧客への財またはサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

インターネット販売における割引クーポン

商品等の販売において顧客から提示される不特定多数の消費者に配布した割引クーポンについて、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識する一方、提示された割引クーポンは販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、顧客から受け取る対価の総額から当該費用を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

自社発行商品券

自社が発行する商品券について、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しておりますが、従来の営業外収益(その他)に計上する方法から売上高に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は24百万円、売上原価は27百万円、販売費及び一般管理費は2百万円、営業外収益は5百万円減少し、営業利益は5百万円増加しておりますが、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 期末日満期手形および電子記録債務

期末日満期手形および電子記録債務の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。

なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期電子記録債務が前事業年度末残高に含まれております。

	前事業年度 (2022年2月20日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月20日)
電子記録債務	274百万円	百万円

2 コミットメントライン契約

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月20日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月20日)
コミットメントライン極度額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	百万円	百万円
借入未実行残高	10,000百万円	10,000百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2021年2月21日 至2021年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自2022年2月21日 至2022年5月20日)
減価償却費	348百万円	338百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2021年2月21日 至 2021年5月20日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月18日 定時株主総会	普通株式	747百万円	12円00銭	2021年2月20日	2021年5月19日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対する配当金2百万円を含んでおります。

2 株主資本の著しい変動

当社は、2021年3月30日開催の取締役会決議により1,999百万円(1,134,800株)の自己株式を取得しております。この結果、当第1四半期累計期間において、自己株式が1,818百万円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が9,346百万円となっております。

当第1四半期累計期間(自 2022年2月21日 至 2022年5月20日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年3月30日 取締役会	普通株式	793百万円	13円00銭	2022年2月20日	2022年4月26日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対する配当金2百万円を含んでおります。

2 株主資本の著しい変動

当社は、2022年3月30日開催の取締役会決議により499百万円(317,000株)の自己株式を取得しております。この結果、当第1四半期累計期間において、自己株式が485百万円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が10,283百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年2月21日 至 2022年5月20日)
子供衣料	16,269百万円
育児・服飾雑貨	24,612百万円
ベビー・マタニティー衣料	4,113百万円
その他	21百万円
顧客との契約から生じる収益	45,016百万円
その他の収益	百万円
外部顧客への売上高	45,016百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年2月21日 至 2022年5月20日)
(1) 1株当たり四半期純利益	52円19銭	57円92銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	3,216	3,511
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,216	3,511
普通株式の期中平均株式数(株)	61,619,586	60,635,351
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	52円06銭	57円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	162,623	80,495
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第1四半期累計期間225,400株、当第1四半期累計期間223,075株であります。

2 【その他】

2022年3月30日開催の取締役会において、2022年2月20日現在の株主に対して、第66期の期末配当を次のとおり行うことを決議いたしました。

配当金の総額	793百万円
1株当たりの額	13円00銭
支払請求の効力発生日および 支払開始日	2022年4月26日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年6月28日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 原 徹 也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの2022年2月21日から2023年2月20日までの第67期事業年度の第1四半期会計期間（2022年2月21日から2022年5月20日まで）及び第1四半期累計期間（2022年2月21日から2022年5月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの2022年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。